

参考1

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の例

【補助金額決定のための課税額の確認について】

「税額」「特別区民税」「税額控除前所得割額④」から「調整控除額」（※裏面に計算方法あり）を引いた額が保育料等算定区市町村民税所得割課税額です。  
※世帯の中で課税されている方が複数いる場合は、全員の方を合計してください。

参考2

特別区民税・都民税 普通徴収税額の決定・納税通知書の例

あなたの税額を以下のとおり決定しましたので、地方税法41条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8の規定により通知します。

令和3年度 特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書

【③算出所得割額計】

【④調整控除額】

特別区民税の③から④を引いた額が  
保育料等算定区市町村民税所得割課税額になります。

徴収月	公的年金から特別徴収される額
令和4年度 ⑤(前半年分)	4月 円
	6月 円
	8月 円

※株式等の配当や譲渡所得等があり、特別徴収かつ普通徴収されている場合は、上記参考1及び参考2の資料をご参考ください。